ALPA Japan NEWS
日乗連ニュース
www.alpajapan.org　Date　2014.6.30　No.　37 – 56

発行：日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
ADO 委員会
〒144-0043
東京都大田区羽田 5－11－4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274
E-mail:office30@alpajapan.org

三沢基地に無人航空機『グローバルホーク』が配備②

＜無人航空機の問題点は？＞

以前はラジコンヘリによる農薬散布や火口調査などがメインでしたが、近年グローバルホークのような軍事・偵察を目的とした「無人航空機」の利用が増大しています。この問題点の一つとして「大きさ」が挙げられます。グローバルホークの全幅は B737 と同等クラスで、この大きさの無人航空機が世界各地の空を飛んでいるのです。

＜通信途絶・エンジン故障時はどうなるのか・・・？＞

無人航空機は地上からの遠隔操作によって飛行しますが、無線通信が途絶した場合はどうなるのでしょう？これについては、「衛星とのリンクが切れた場合は、あらかじめプログラムされたプロファイルで飛行し、近距離でリンクを回復させる航空機と会合して着陸させる」「リンクが切れた場合でも平時は SQ7600 を点灯し、管制によって民間機をグローバルホークから回避させる」としています。しかし、単発機であるグローバルホークのエンジンが不作動となった時はどのように飛行するのかについて明らかにされていません。

＜ALPA Japan は 2007 年に無人航空機に関する Policy を採択＞

私たちは 43 年前の雫石事故の教訓を忘れるわけにはいきません。

民間空域における無人航空機の飛行について ALPA Japan では従来からこの問題を重要視しており、2007 年には IFALPA Policy を基に、無人航空機に関する ALPA Japan Policy を採択しました。

ADO 委員会は、今後も引き続き IFALPA での情報収集や航空局等への取り組み等を通じて、安全な空を目指し取り組んでいきます！

無人航空機に関する ALPA Japan Policy

民間航空のための空域に、無人の、運用方式の決まっていない、いかなる航空機（UAV）も飛行させないこと。

(1)UAV が民間航空のための空域を飛行するにあたっては、既存のすべての規則に従わなければならない。

(2)既存のすべての規則に従わない UAV は、民間航空のための空域から隔離されなければならない。

(3)民間航空のための空域に UAV を航行させるため、既存のすべての規則を変えてはならない。

(4)UAV を飛行させるにあたっては、事前に十分な議論に基づき、運用方式等を定めた規程類が作成されなければならない。※UAV＝当時の無人航空機の略語

以上